

行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について

〔平成16年3月19日〕
閣議決定

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定。以下「法令適用事前確認手続」という。）については、この度、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定。以下「新規制改革3か年計画」という。）において、手続の対象範囲の拡大等を行うこととしたことを踏まえ、下記の措置をとることとする。

記

1 対象法令の分野の拡大

法令適用事前確認手続1（1）対象法令の分野中「当面、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野に係る法令」を「民間企業等の事業活動に係る法令」に改める。

2 導入時期

各府省は、1による対象法令の分野の拡大に伴う措置については、平成16年度中の可能な限り早期に実施するものとする。

3 その他

法令適用事前確認手続7の関連情報等の提供等について、新規制改革3か年計画において「民間における団体が会員たる個別企業を代表して照会を行う場合においても、行政機関はできる限り具体的に回答する」としたことを踏まえ、各府省は、民間における団体からその所属する個別企業を代表した照会を受けた場合にも、できる限り具体的に回答するものとする。